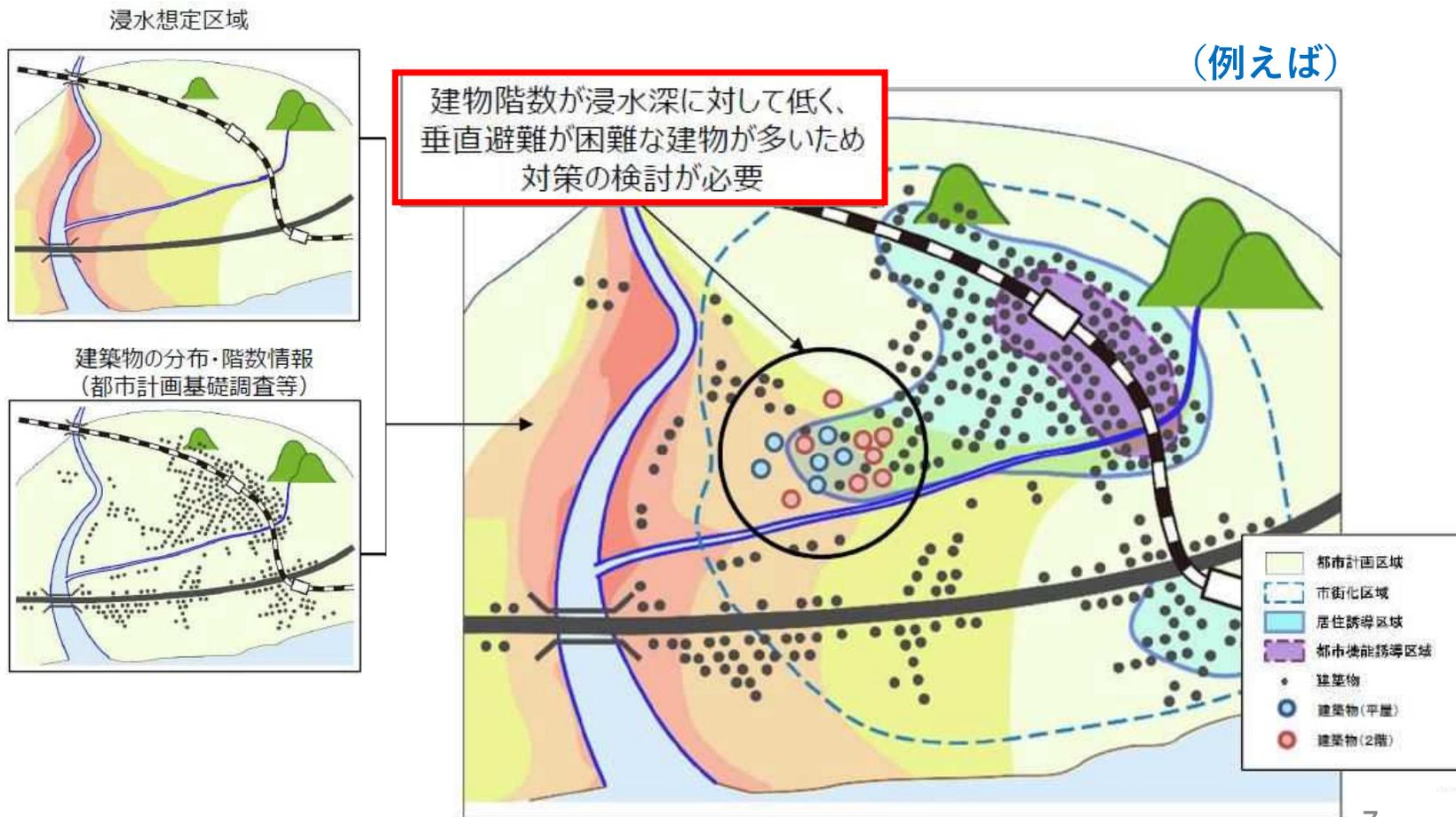


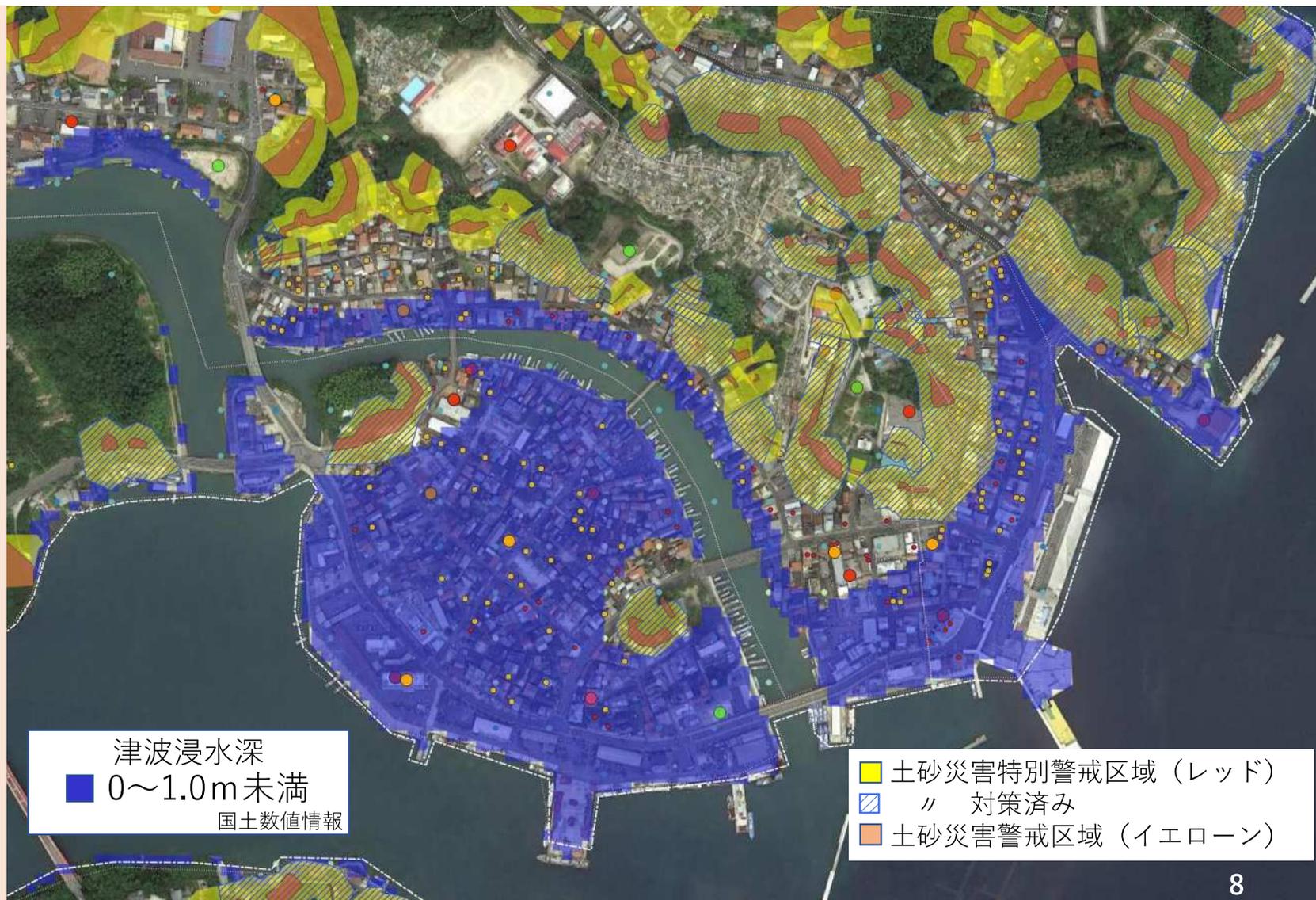
(1) 災害ハザード情報の整理

重ねあわせ分析

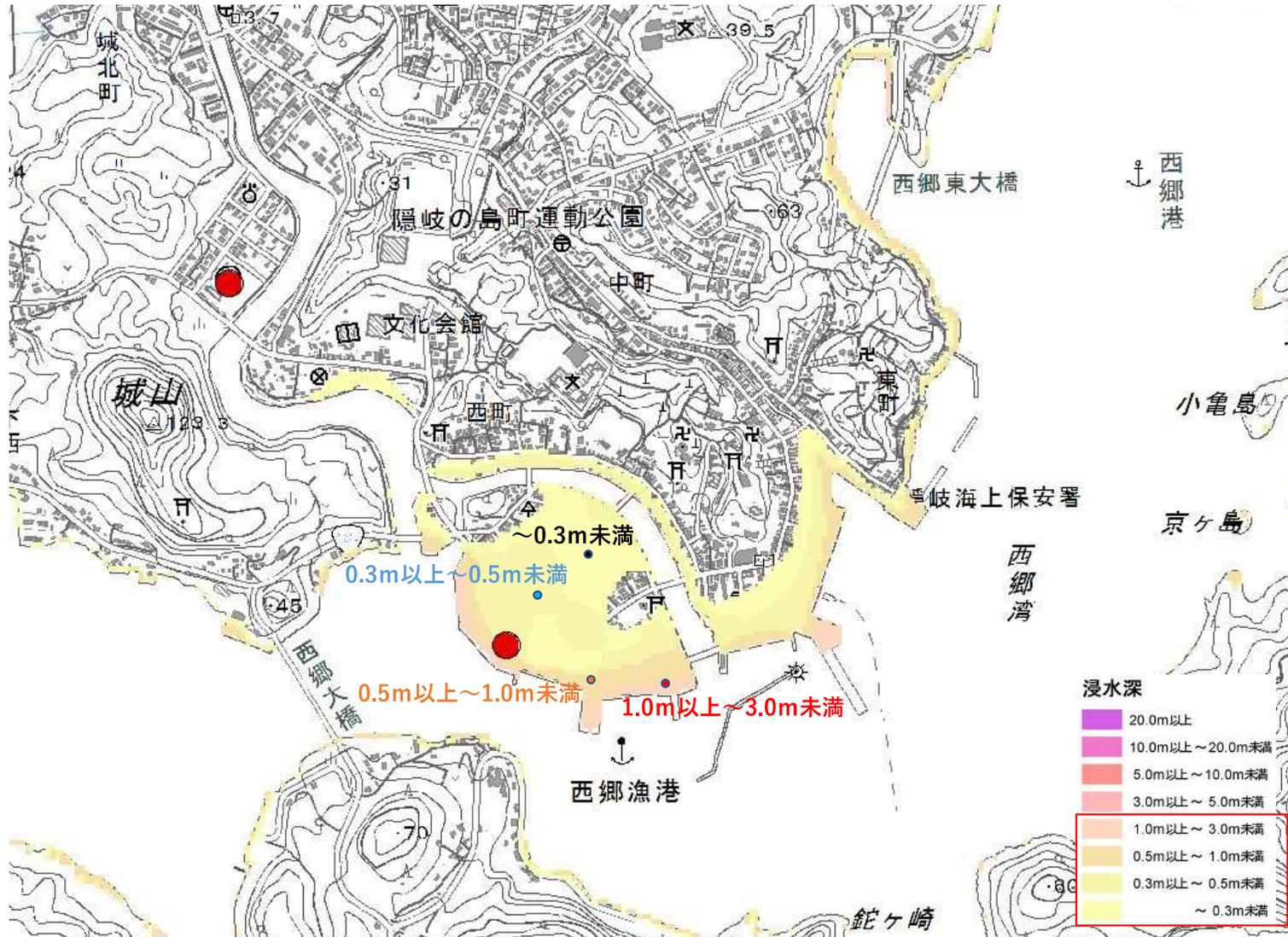
情報を重ねあわせることで課題が見えてきます



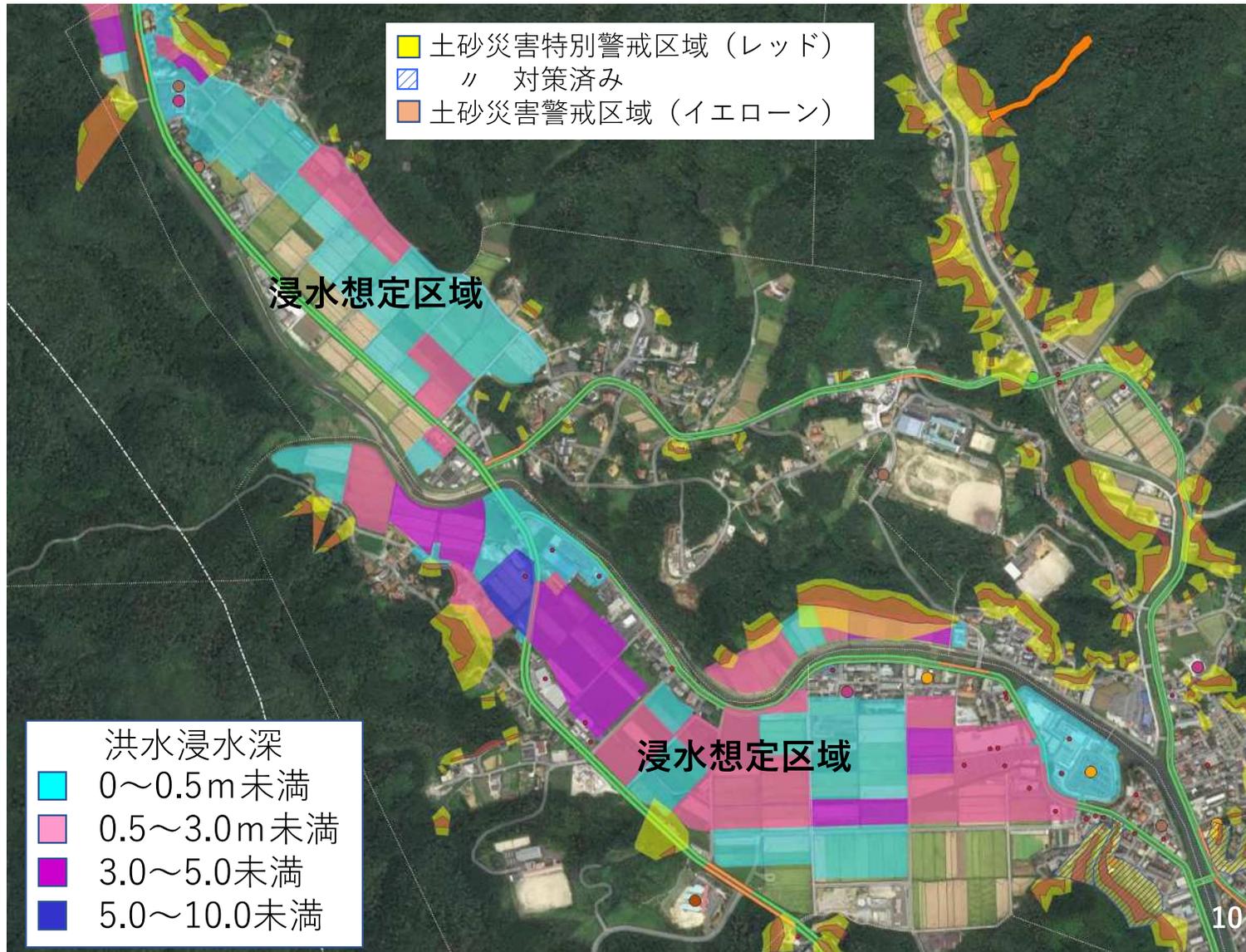
本町の場合においても、
住宅や都市機能を誘導する施設は災害エリア内にも多く立地しています



津波浸水想定（最新版）では、西郷港岸壁で最大1.0m～3.0mの浸水深となります

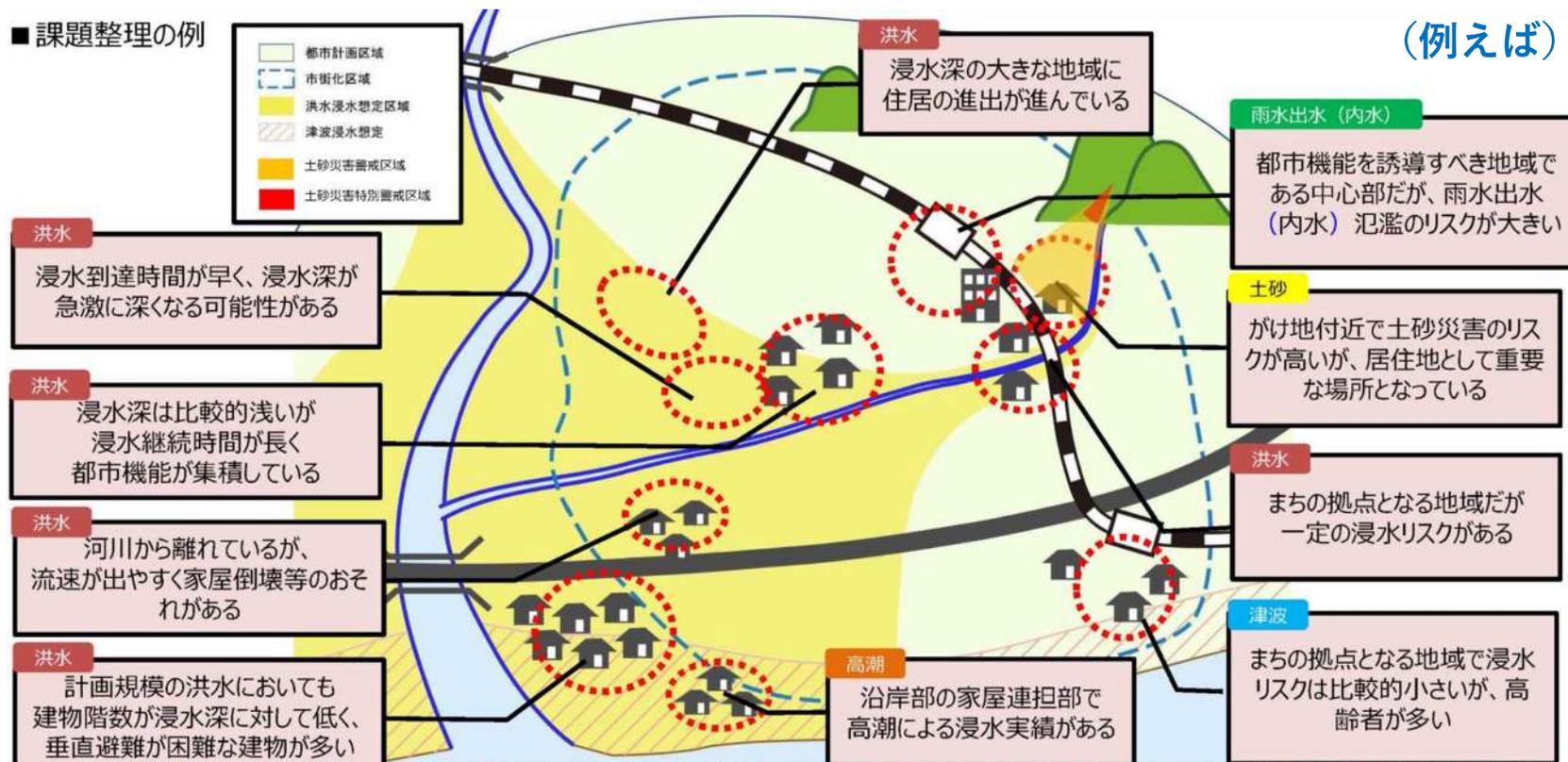


本町の場合においても、災害エリア内に
現在も都市機能が立地し、今後も考えられる範囲が含まれています。



(2) 防災まちづくりにおける課題整理

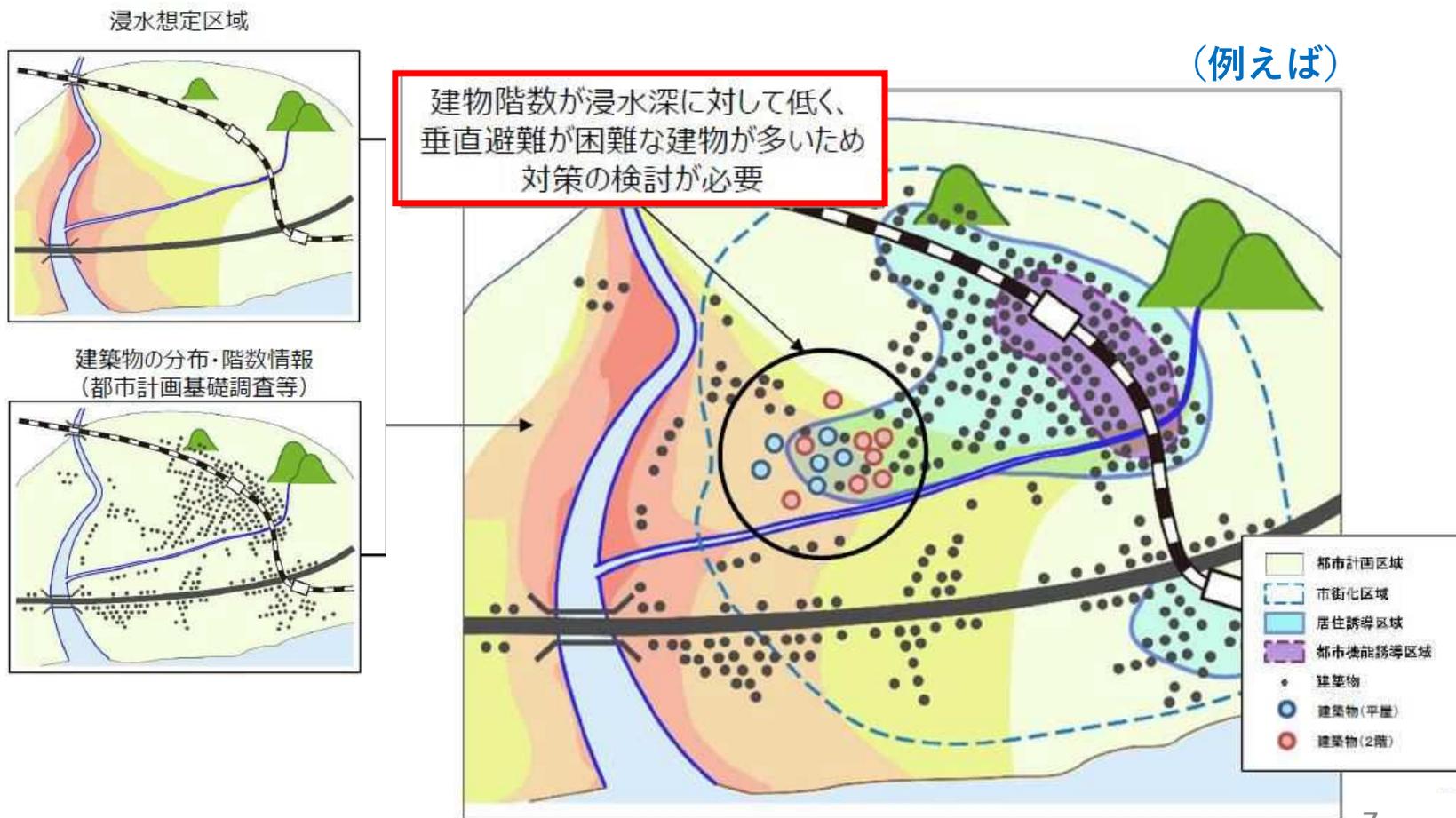
災害ごとに課題を整理



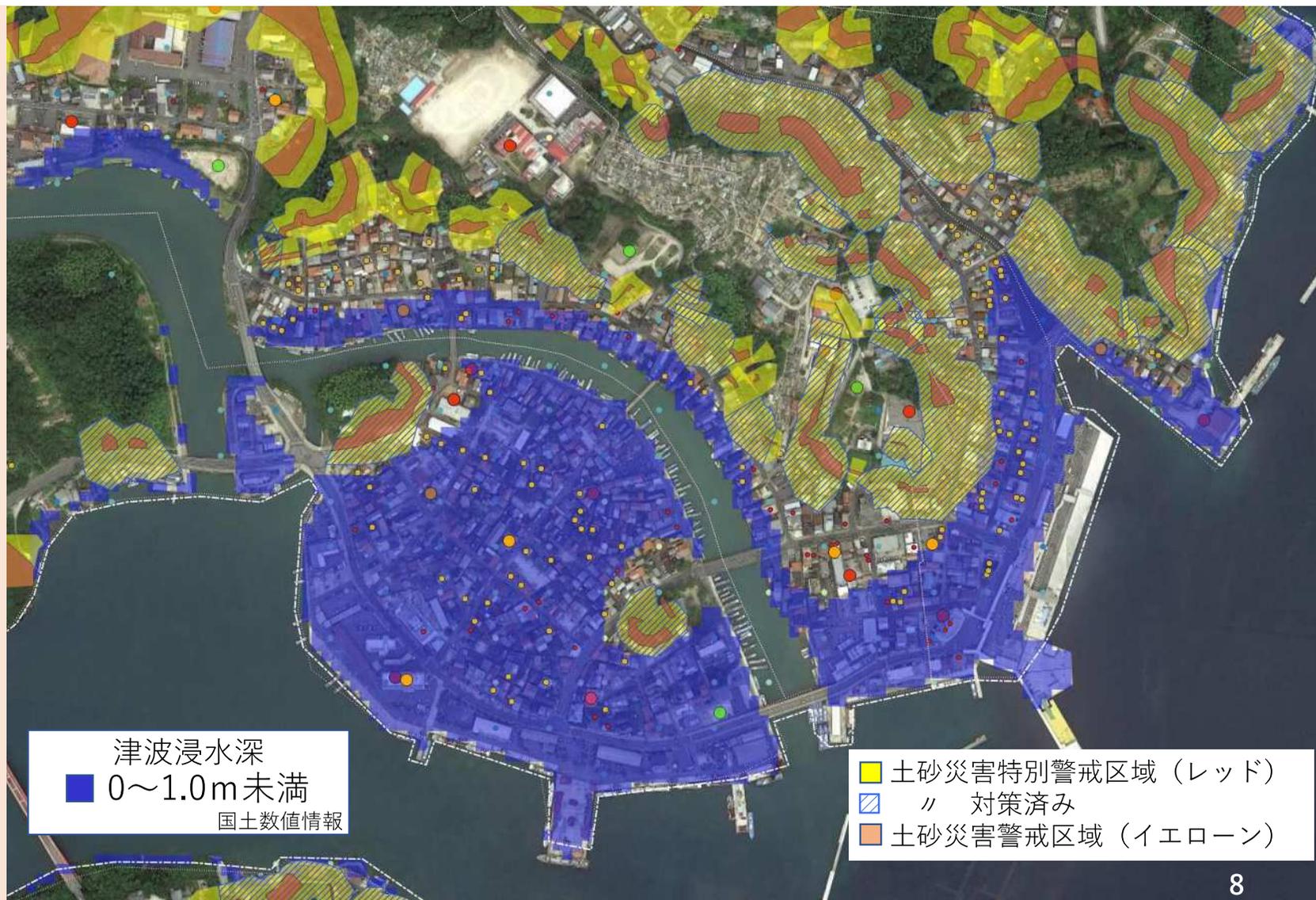
(1) 災害ハザード情報の整理

重ねあわせ分析

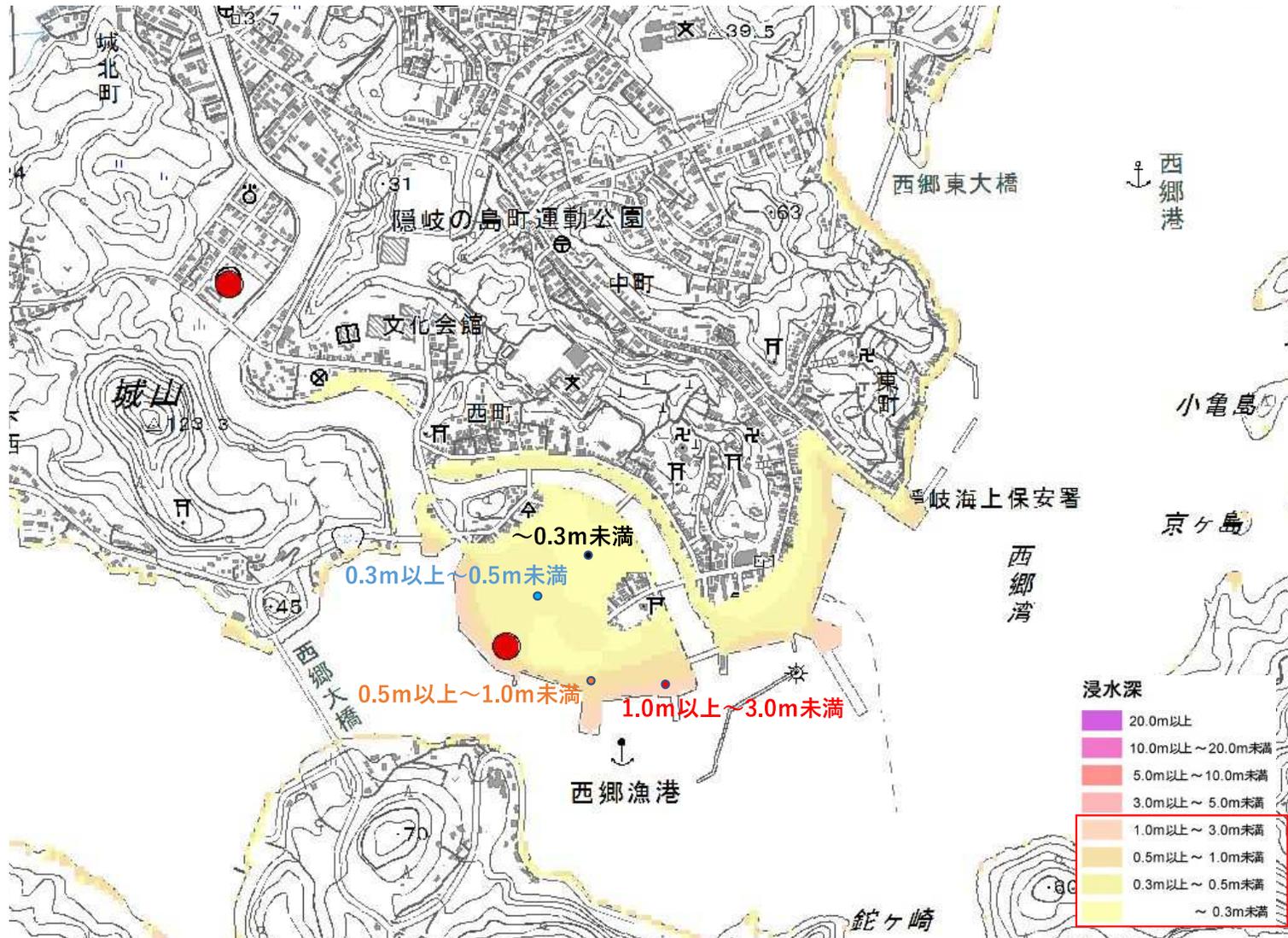
情報を重ねあわせることで課題が見えてきます



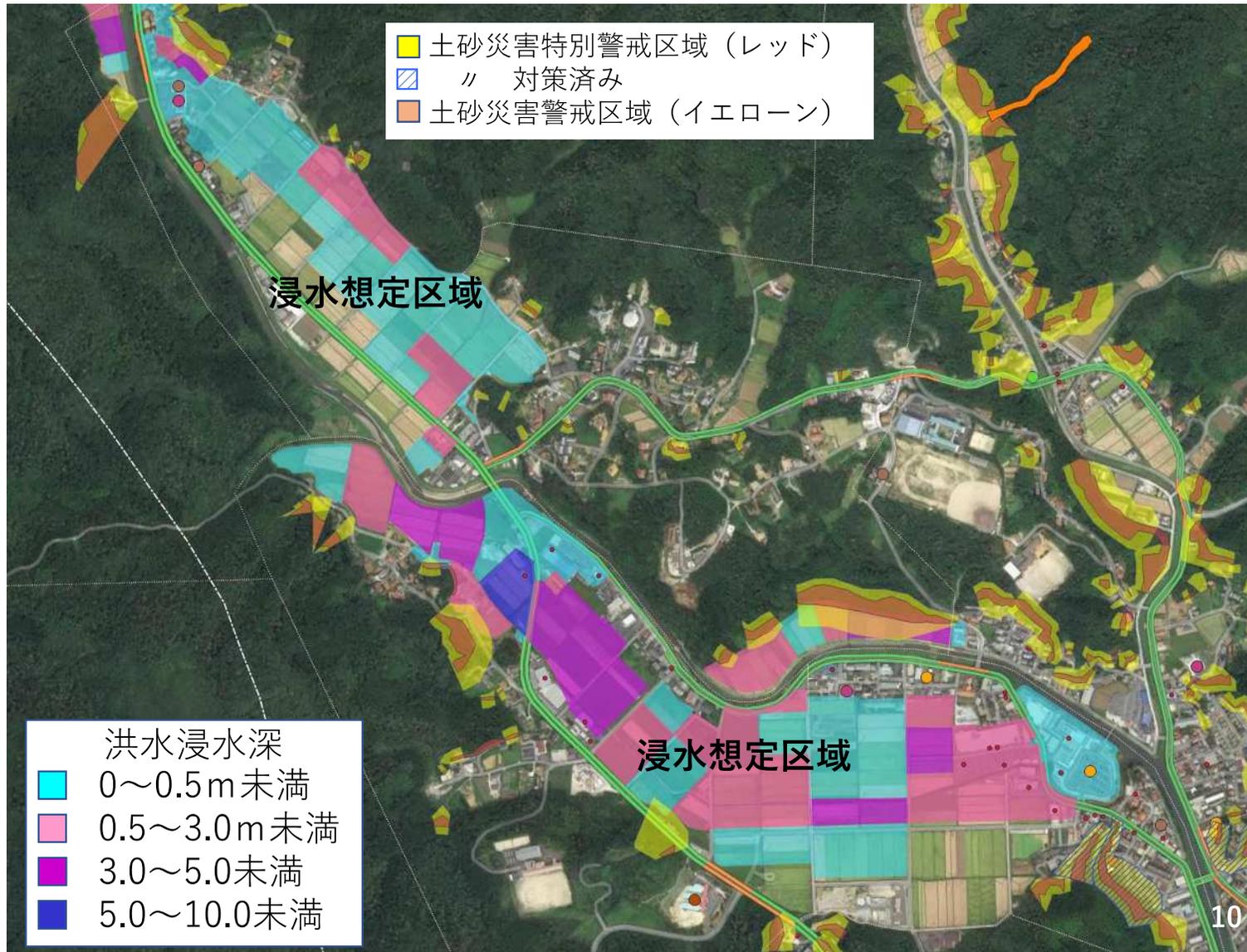
本町の場合においても、
住宅や都市機能を誘導する施設は災害エリア内にも多く立地しています



津波浸水想定（最新版）では、西郷港岸壁で最大1.0m～3.0mの浸水深となります

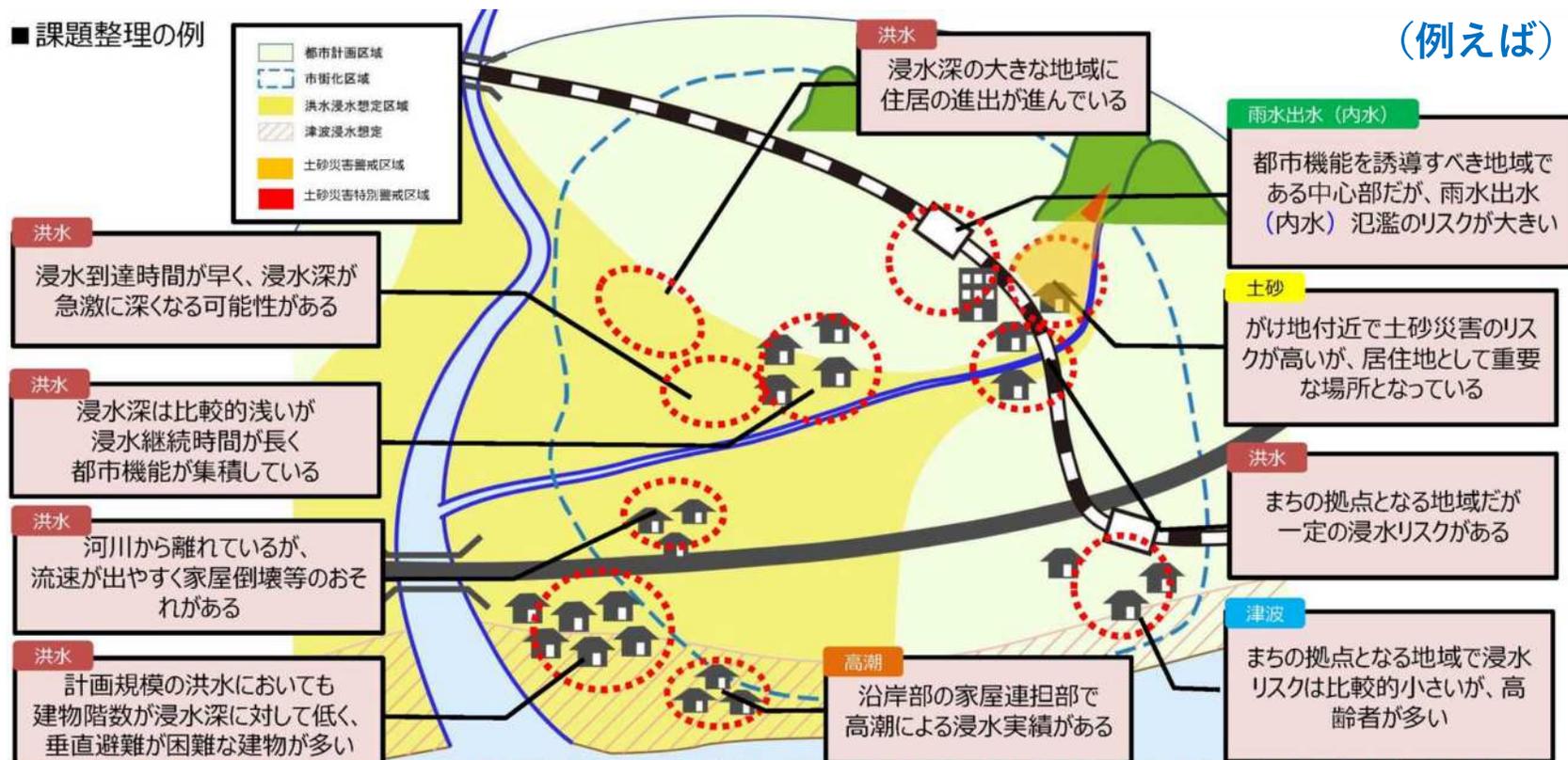


本町の場合においても、災害エリア内に
現在も都市機能が立地し、今後も考えられる範囲が含まれています。



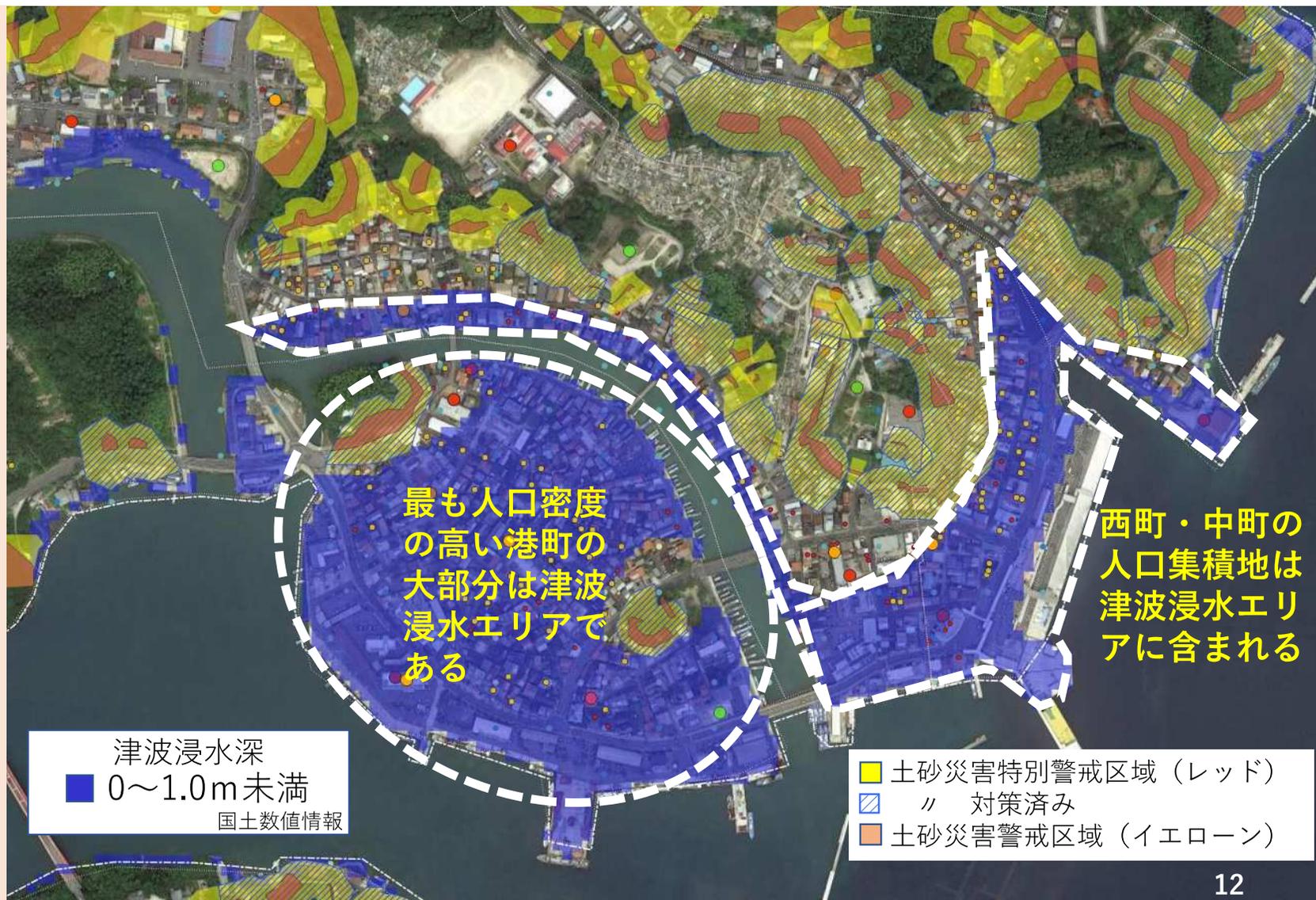
(2) 防災まちづくりにおける課題整理

災害ごとに課題を整理



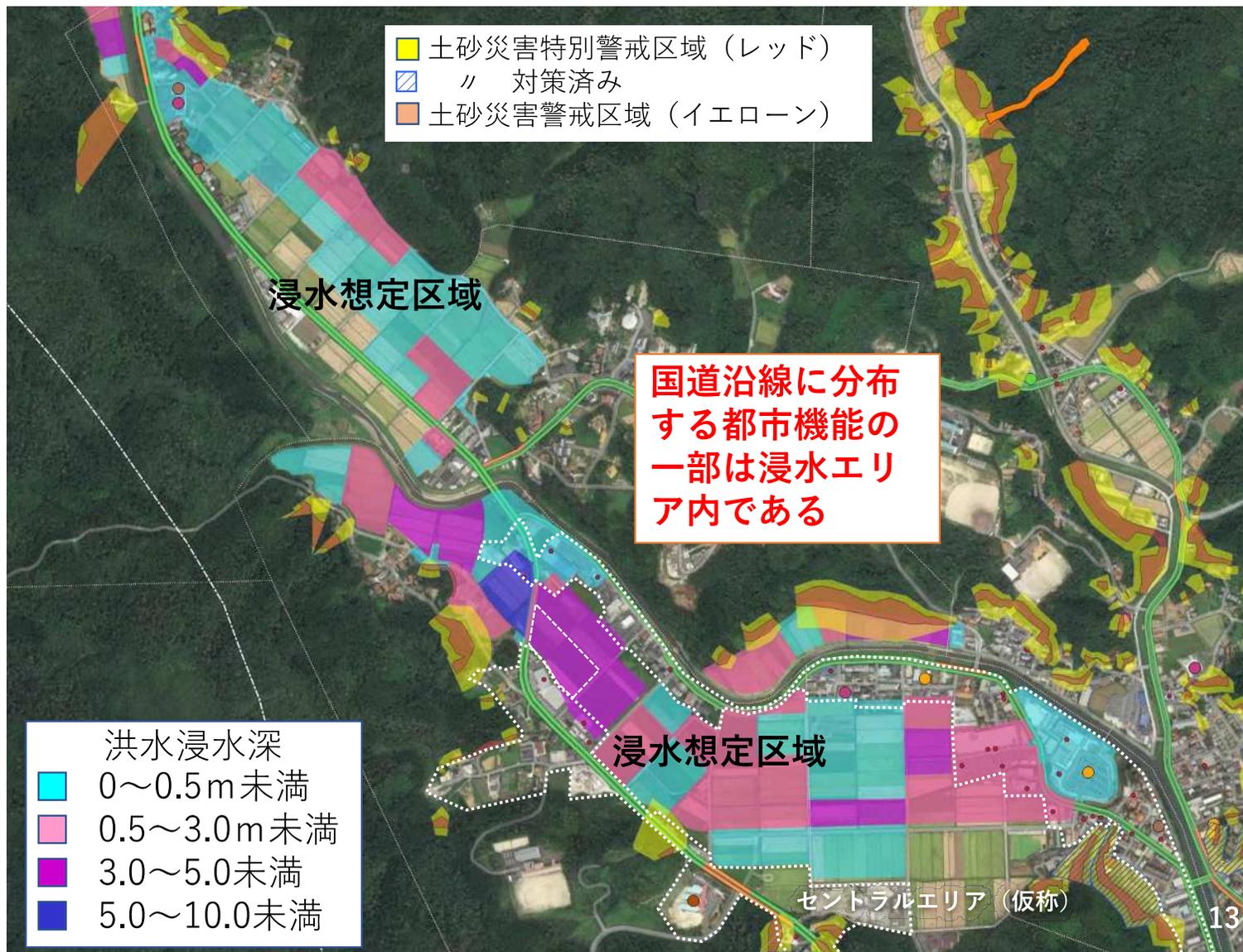
津波に対する課題

津波浸水範囲内に都市機能や住宅が集積地が存在する



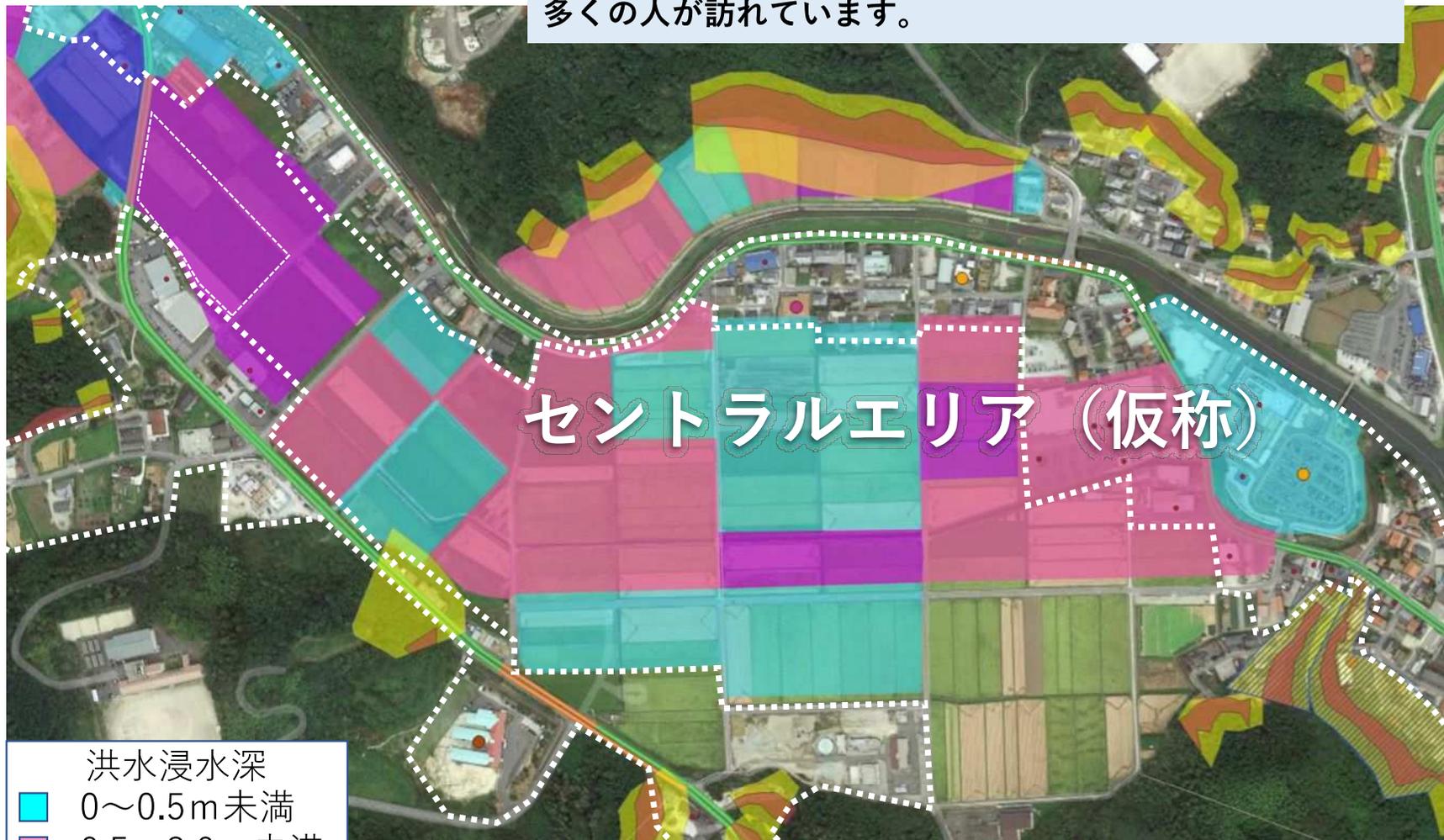
洪水に対する課題

洪水浸水範囲内に都市機能や住宅が集積地が存在する



セントラルエリア（仮称）

隠岐の島町役場と隠岐病院および大規模小売店が立地する地区で、役場利用、通院・お見舞い、食品などの買い物で、多くの人を訪れています。

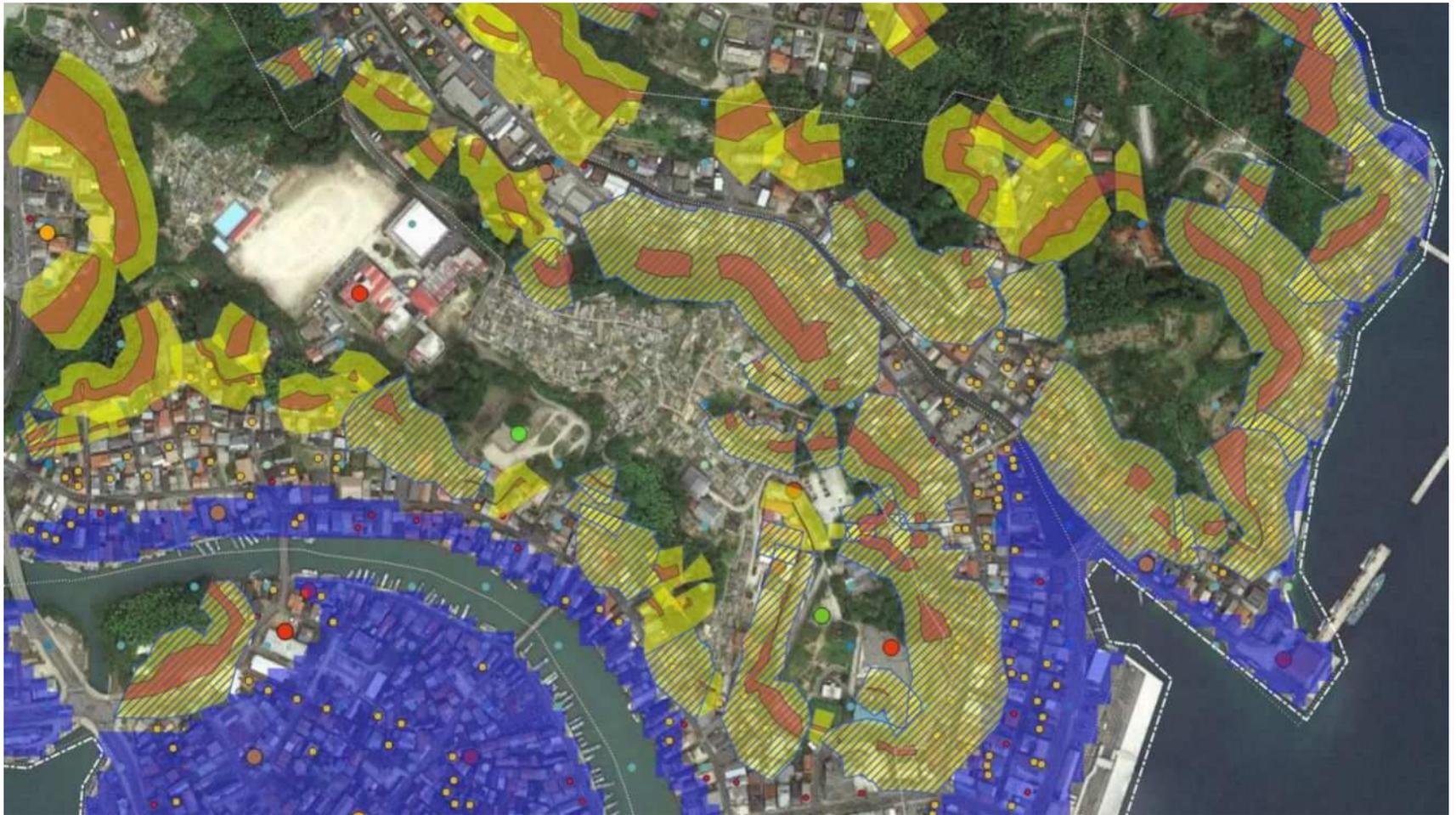


洪水浸水深

- 0～0.5m未満
- 0.5～3.0m未満
- 3.0～5.0未満
- 5.0～10.0未満

土砂災害に対する課題

土砂災害に対する危険区域内において
対策済み区域に都市機能や住宅が集積地が存在する



(3) 取組の方針

誘導施策との整合性検討

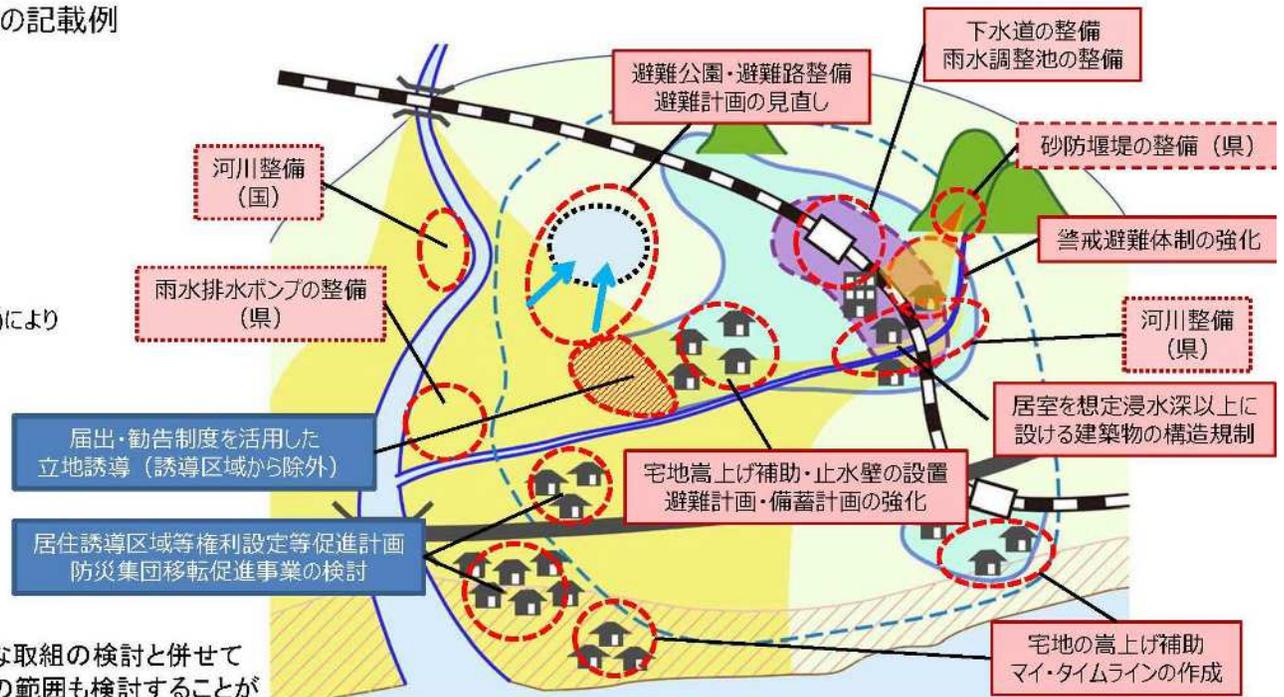
■ 水災害に対する具体的な取組の記載例

- 災害リスクの回避
- 災害リスクの低減

※破線は他の主体(国・都道府県等)により実施される対策の方向性

- 都市計画区域
 - 市街化区域
 - 居住誘導区域
 - 都市機能誘導区域
 - 洪水浸水想定区域
 - 津波浸水想定
- ※考慮すべき災害ハザード情報は上記のみとは限りません

※具体的な取組の検討と併せて誘導区域の範囲も検討することが考えられる



取組方針と対策の分類

災害リスクの回避の対策

・災害時に被害が発生しないようにする（回避する）ための取組

災害リスクの低減の対策（ハード）

※対策の程度によっては災害が防止される場合も想定される
・雨水貯留施設の整備、（市町村管理の）河川や下水道の整備等による浸水対策や土砂災害防止のための砂防施設の整備等

災害リスクの低減の対策（ソフト）

・氾濫の発生に際し、確実な避難や経済被害軽減、早期の復旧・復興のための対策

- 開発規制
- 移転促進
- 土地区画整理事業による宅地地盤の嵩上げ
- 下水道整備
- 土地や家屋の嵩上げ
- 建物のピロティ化による浸水防止
- 法面对策
- 砂防施設の整備
- 避難路・難場所の整備
- 浸水深さが一定以下で浸水時にも利用可能な避難路の検討
- 地区防災計画の検討・作成
- マイタイムラインの作成支援
- 早期避難に向けた一定距離での避難場所・案内板設置

津波に関する考え方（案）

津波浸水エリアに「港町・西町・中町の住宅や都市機能集積地」が含まれる



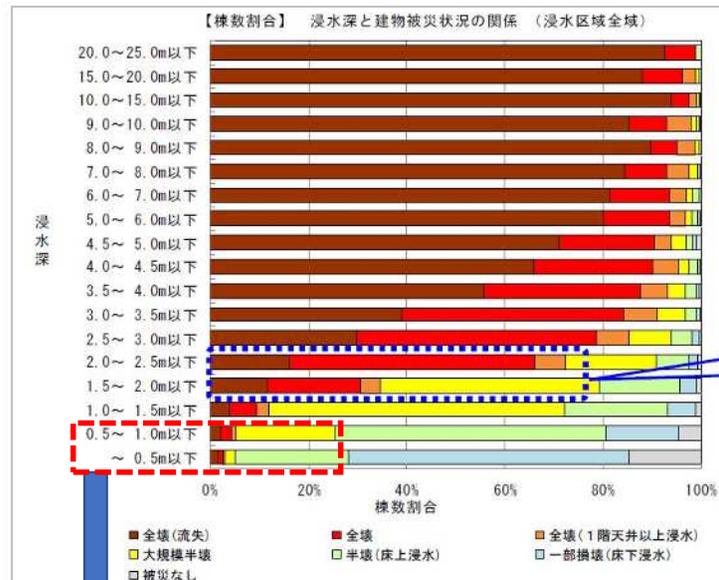
全てを回避することは現実できでない



- リスクの低減として：**
2つの条件が整えば「都市機能」「居住」を誘導することができる
- 一定の浸水深以下（1.0m）である
 - 一定距離（200m以内）に一時避難場所があるまたは、一定距離（50m以内）に垂直避難ができる安全な建物がある

国土交通省「東日本大震災による災害現況調査結果」より

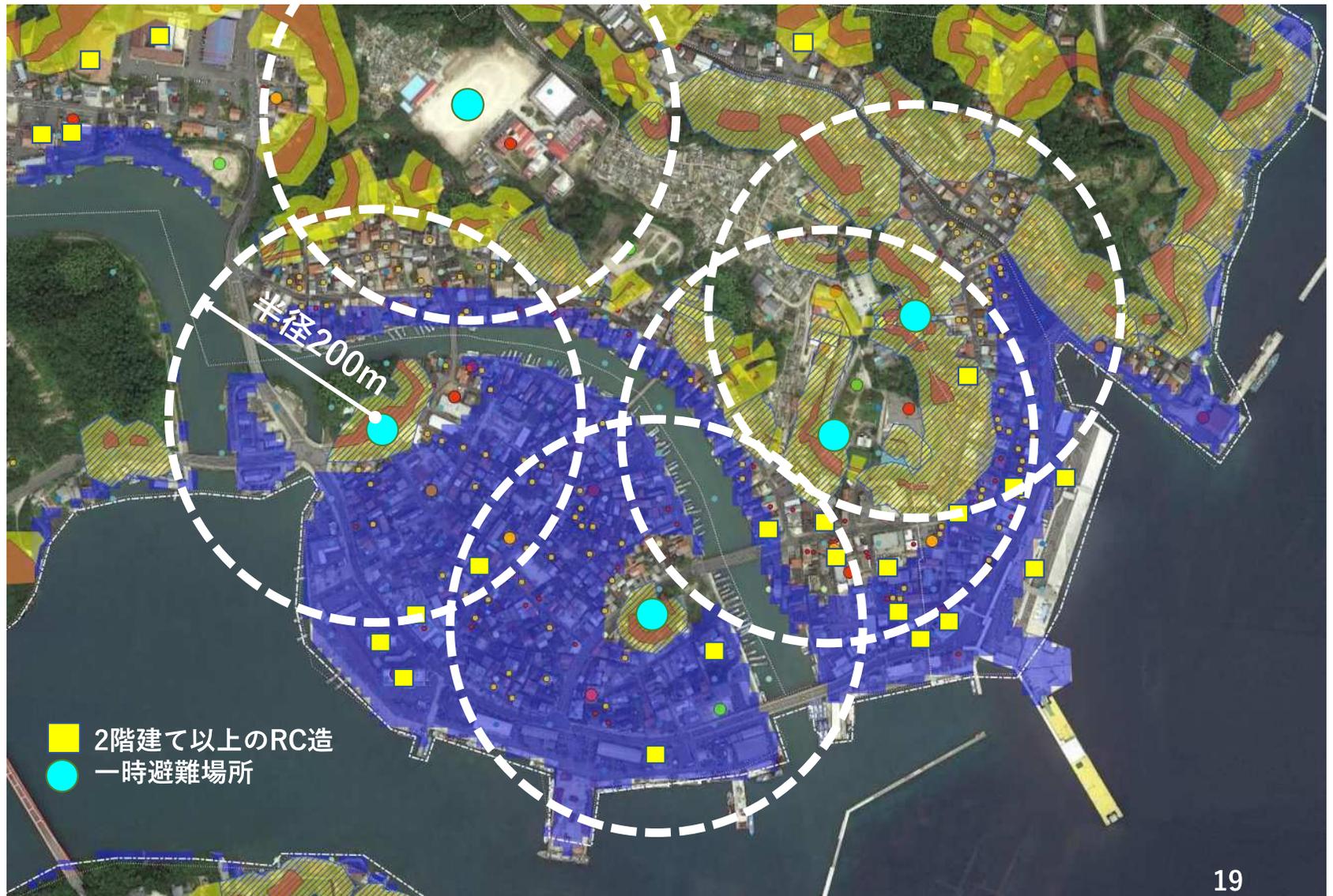
浸水深ごとの建物被災状況の構成割合を見ると、浸水深2.0m前後で建物被災状況に大きな差があり、浸水深2m以下の場合には建物が全壊となる割合は大幅に低下することがわかりました。



浸水深約 2.0m
で被災状況に大
きな差がある

町としては、1.0mを超える浸水深には「都市機能」「居住」を誘導しない

ハザード情報（重ねあわせ図） 津波



洪水に関する考え方（案）

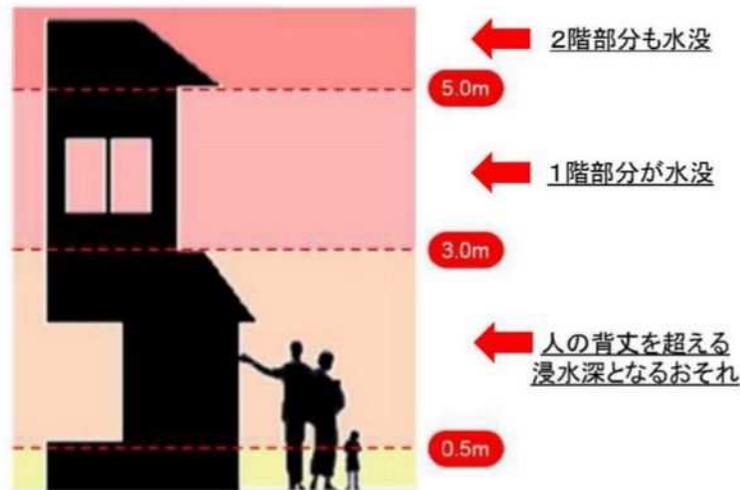
洪水浸水エリアに
セントラルエリア（仮称）
が含まれる

回避：浸水エリアを誘導区域に含めない

リスクの低減として：浸水深0.5m未満
垂直避難、避難路・避難場所の確保が必須

①浸水深と人的被害のリスク

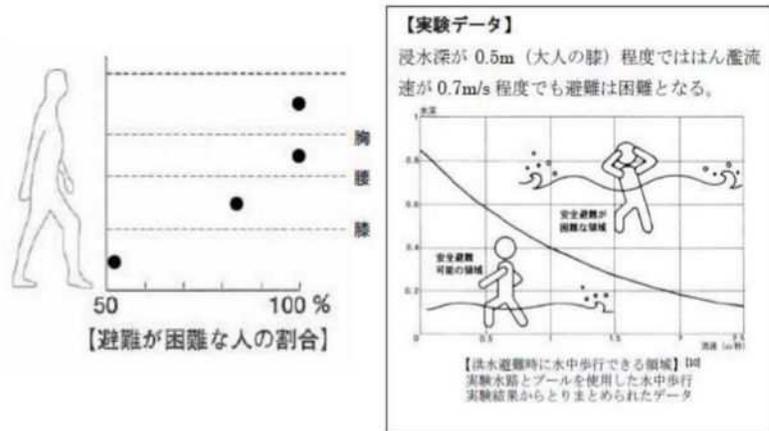
浸水による人的被害のリスクの程度を、浸水深から検討することが考えられる。一般的な家屋の2階が水没する浸水深5mや、2階床下部分に相当する浸水深3mを超えているか一つの目安となる。2階への垂直避難が困難な居住者の有無にも注意することが重要である。



※洪水浸水想定作成マニュアル(第4版)から抜粋した図を一部加工

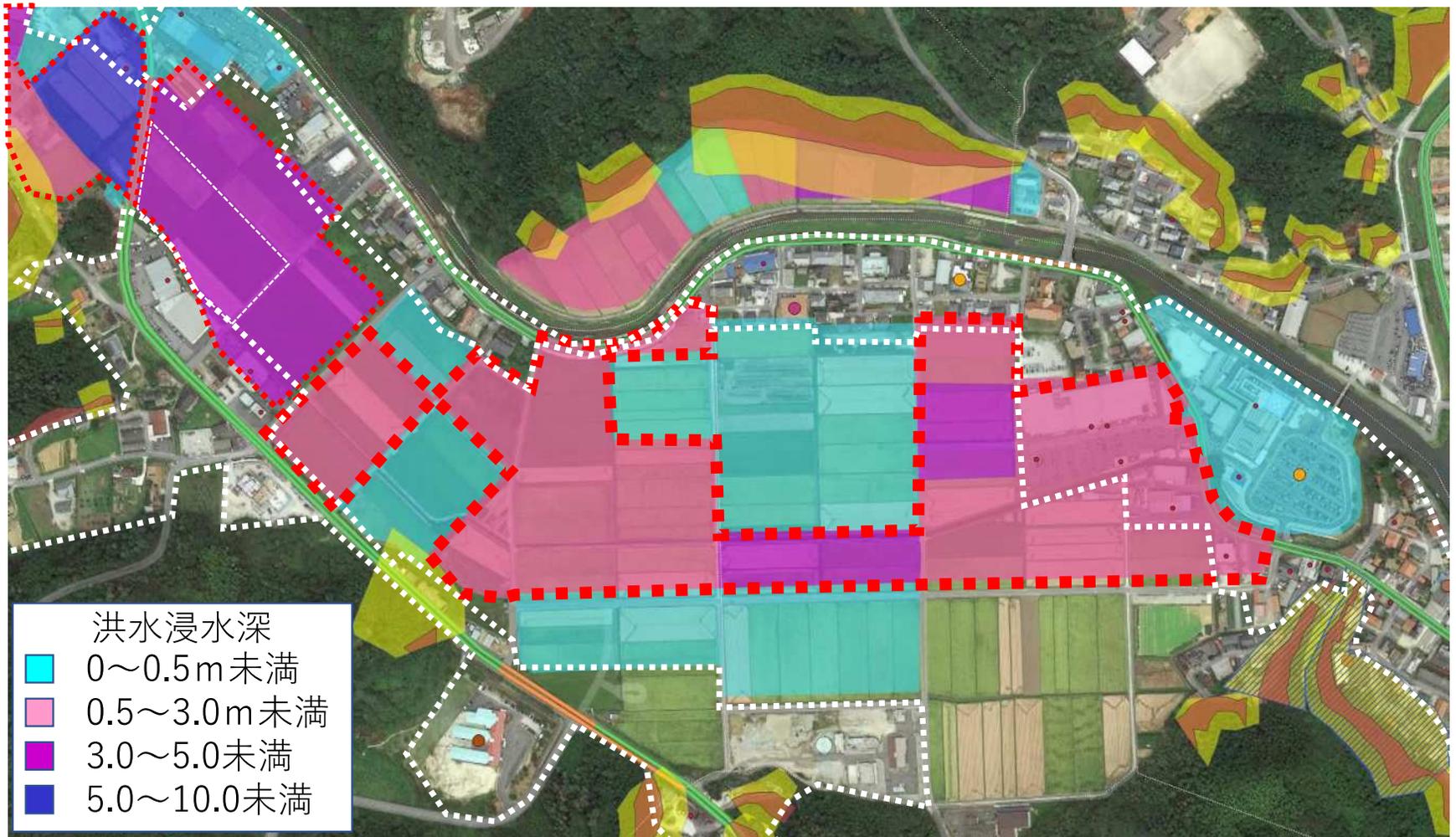
②浸水深・流速と避難行動について

避難行動時における被災リスクの程度を、浸水深や流速から検討することが考えられる。関川水害（H7）における調査結果によれば、浸水深が膝（0.5m）以上になると、殆どの人が避難困難であったとされる。また、実験では、0.5mの水深では流速が0.7m/sでも避難は困難となり、流速が2.0m/sを超えると水深が0.2m程度でも避難が困難となるとされる。また、伊勢湾台風の際に避難した人のアンケートでは、小学校5～6年生では、水深0.2m以上になると避難が困難になるというデータもある。



※洪水ハザードマップの手引き(改訂版)から抜粋

ハザード情報（重ねあわせ図） 洪水



--- 都市機能や住宅が存在するエリア - - - 誘導区域から除外を検討するエリア

土砂災害に関する考え方（案）

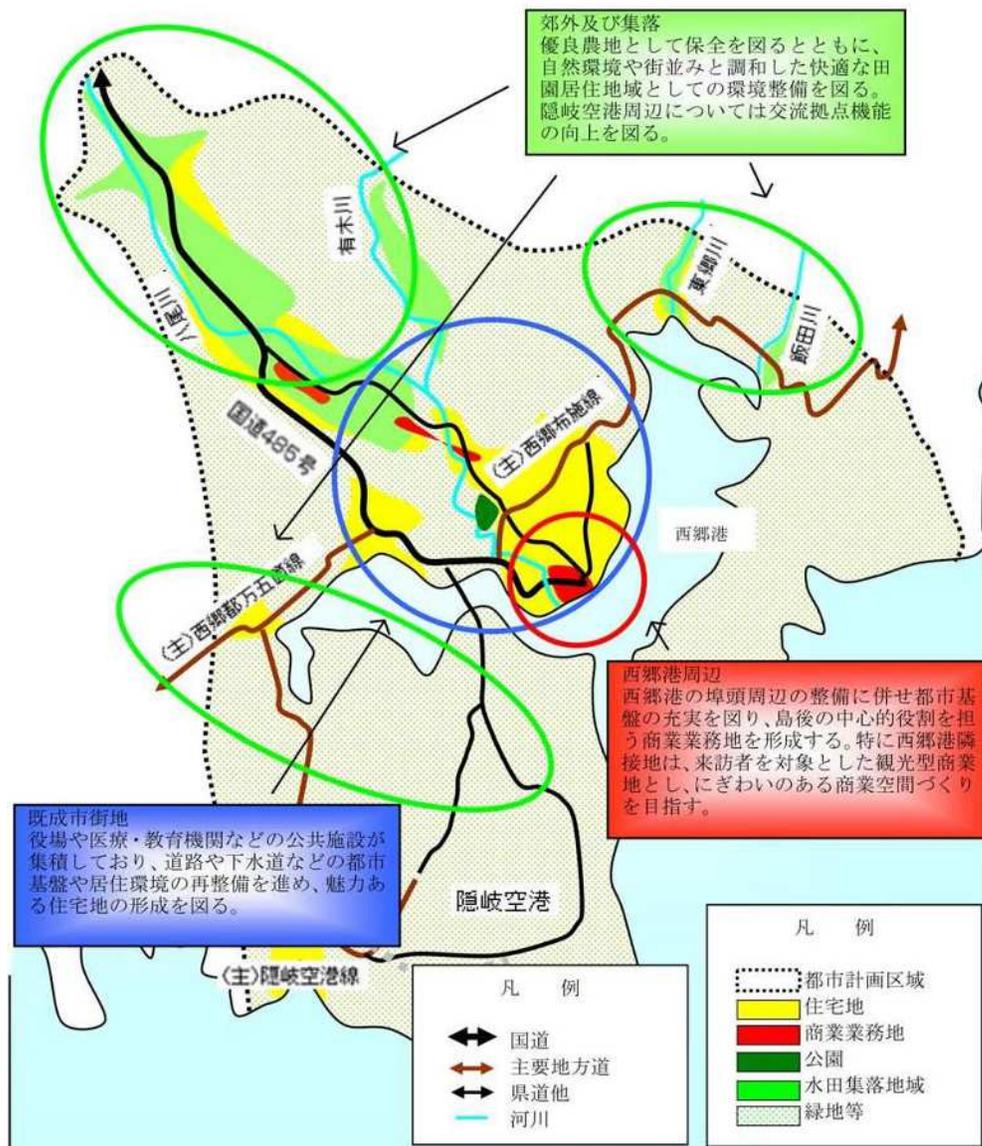
東町・中町・西町・港町の住宅や都市機能施設が集積するところに存在する

「レッドゾーン」には誘導しない

対策済みの範囲には誘導可能である

区 域		指 定	(参考) 行為規制等	居住誘導区域設定上の取扱い (都市計画運用指針)
レッドゾーン	土砂災害特別警戒区域 ＜土砂災害警戒区域等における土砂災害防災対策の推進に関する法律＞	都道府県知事	<ul style="list-style-type: none"> 特別警戒区域内において、都市計画法第4条第12項の開発行為で当該開発行為をする土地の区域内において建築が予定されている建築物の用途が制限用途であるものをしようとする者は、あらかじめ、都道府県知事の許可を受けなければならない。(法第10条第1項) ※制限用途： 住宅（自己用除く）、防災上の配慮を要するものが利用する社会福祉施設、学校、医療施設 	原則として含まないこととすべき
	地すべり防止区域 ＜地すべり等防止法＞	国土交通大臣、農林水産大臣	<ul style="list-style-type: none"> 地すべり防止区域内において、次の各号の一に該当する行為をしようとする者は、都道府県知事の許可を受けなければならない。(法第18条第1項) ・のり切り（長さ3m）、切土（直高2m）など 	
	急傾斜地崩壊危険区域 ＜急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律＞	都道府県知事	<ul style="list-style-type: none"> 急傾斜地崩壊危険区域内においては、次の各号に掲げる行為は、都道府県知事の許可を受けなければ、してはならない。(法第7条第1項) ・のり切り（長さ3m）、切土（直高2m）など 	
イエローゾーン	土砂災害警戒区域 ＜土砂災害警戒区域等における土砂災害防災対策の推進に関する法律＞	都道府県知事	なし	総合的に勘案し、適切で無いと判断される場合は、原則として含まないこととすべき

【参考】西郷都市計画区域の都市構造図（島根県）



(4) 取組スケジュール・目標値の設定

計画として策定

	施策	重点的に実施する地域	実施主体	実現時期の目標		
				短期(5年)	中期(10年)	長期(20年)
回避	住居の移転	〇〇地区	国	→		
	開発規制	××地区	県・市	→	→	→
	届出・勧告による立地誘導	居住誘導区域外(特にハザードエリア内)	市	→	→	→
除去・低減	宅地高上げの補助	居住誘導区域内	市	→	→	→
	止水板の設置	都市機能誘導区域内	市・事業者	→	→	→
	災害危険区域の指定	居住誘導区域内(ハザードエリア内)	市	→		
	下水道整備	市街化区域内	市	→	→	→
	避難場所設置(防災公園等)	●●地区	市	→		
	避難路整備	△△地区	市	→		
	マイ・タイムラインの作成	市全域	市・住民	→	→	→
	避難計画の見直し	■●地区・◇◇地区	市・住民	→	→	→
	雨水排水ポンプの整備	市全域	県	→		
	河川整備(中小河川)	市全域	県	→	→	
	河川整備(大河川)	市全域	国	→	→	→

【整備(取組)目標(例)】

- 宅地高上げの進捗を令和●年度までに〇〇%、令和●年度までに〇〇%とする。
- 避難路の整備率を令和●年度までに〇〇%とする。
- 地区ごとの避難行動計画の作成率を令和●年度までに100%とする。

【効果目標(例)】

- 洪水浸水想定区域(想定最大規模)における居住人口を令和●年度までに〇〇人とする。
- 洪水浸水想定区域(想定最大規模)の浸水深3m以上における居住人口を令和●年度までに〇〇人、令和●年度までに〇〇%とする。